

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和5年8月2日付けの保護決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

生活が5万円（増額して）もらいたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 1 月 2 6 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第96回第2部会）
令和 7 年 2 月 2 5 日	審議（第97回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 資料の提供等

法29条1項は、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法3条2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるとしている。

(4) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(5) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、同・3

・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

ウ 事後の認定変更

局長通知第10・2・(8)は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととしている。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとしているところ（1・(5)・イ）、処分庁は、請求人の年金額の増額を確認し、それぞれ増額した金額を収入認定した。そして、変更事由が事後に明らかになった収入充当額について生ずる返納額については、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされていることから（同・ウ）、処分庁は、請求人の年金の増額に伴い発生した令和5年6月分及び同年7月分の生活保護費の過支給金の合計1,946円（各月973円×2）について収入認定し、同年8月分から令和6年1月分までの6か月に分割して生活保護費から充当して返納させることとして、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものということができ、保護費の算定に違算は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、保護費の過支給分が収入認定された結果、保護費から充当して返納することになり、保護費の手取りが減額されたことについて不服である旨を主張していると思われる。

しかし、返納すべき保護の過支給額が事後に明らかになった場合、その返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上できることから（1・(5)・ウ）、処分庁は、請求人の年金の増額に伴い発生した生活保護費の過支給金について収入認定し、令和5年8月分から6か月に分割して生活保護費から充当する本件処分を行ったものである。

そして、本件処分が法令等の定めに則って適正に行われていることは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己